

小金井市避難行動要支援者支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）及び小金井市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、支援を必要とする高齢者、障害者等が必要な支援を受けられるための制度を整備するなど、災害に備えた地域の協力体制づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「避難行動要支援者」とは、市内に居住し、次の各号のいずれかに該当する者（特別養護老人ホーム、障害者施設等の入所者を除く。）のうち、災害時等に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するものをいう。

- (1) 満75歳以上のひとりぐらしの高齢者、満75歳以上の高齢者のみの世帯の高齢者等で民生委員・児童委員等が行う高齢者地域福祉ネットワークに登録しているもの
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき要介護認定を受け、その該当する要介護状態区分が要介護3から要介護5までのいずれかである者
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者福祉手帳に障害の程度が1級又は2級である者として記載されているもの
- (4) 東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）の規定により交付を受けた愛の手帳に障害の程度が1度又は2度である者として記載されているもの
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に障害の程度が1級又は2級である者として記載されているもの
- (6) 前各号に準ずる状態にある者で、その他市長が認めるもの

2 この要綱において「避難支援等関係者」とは、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者への避難の支援、安否の確認、避難誘導など避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）の実施に携わる消防署、警察署、民生委員・児童委員等関係機関をいう。

3 この要綱において「地域支援団体」とは、第5条の規定により、避難行動要支援者の支援に関する協定を締結した町会・自治会、自主防災組織等をいう。

(避難行動要支援者名簿の整備)

第3条 市長は、避難行動要支援者と認められる者について、避難支援等を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿（様式第1号。以下「要支援者名簿」という。）を作成する。

2 要支援者名簿には、避難行動要支援者に係る次の事項を記録し、又は記載する。

- (1) 氏名
- (2) 住所又は居所
- (3) 性別
- (4) 生年月日
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難行動要支援者の状況
- (7) 緊急連絡先

3 市長は、避難行動要支援者の認定のために必要な調査を民生委員・児童委員に依頼することができる。

4 要支援者名簿は、電子媒体により作成することができる。

(要支援者名簿の管理及び提供)

第4条 市長は、要支援者名簿の正本と副本を作成するものとする。

2 地域福祉課長は、要支援者名簿の正本を管理し、副本を自立生活支援課、介護福祉課及び地域安全課（以下「関係課」という。）と共有するものとする。

3 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で地域防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者及び地域支援団体に対し、要支援者名簿情報の副本又は副本の一部（以下「副本等」という。）を提供するものとする。ただし、副本等を提供することについて避難行動要支援者本人の同意を得られない場合は、この限りでない。

4 市長は、災害時等において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、副本等を避難支援等関係者、地域支援団体その他の者に提供することができるものとする。この場合においては、副本等を提供することについて避難行動要支援者本人の同意を得ることを要しない。

5 市長は、副本等を避難支援等関係者及び地域支援団体に提供する場合は、必要に

応じ、複写偽造防止用紙を使用するものとする。

(地域支援団体との協定)

第5条 前条第3項及び第4項の規定により、地域支援団体に副本等を提供するときは、避難支援等に必要な事項を定めるとともに、その円滑かつ確実な実施を図るため、避難行動要支援者名簿の提供等に関する協定（以下「協定」という。）を締結するものとする。

2 協定には、地域支援団体が遵守すべき事項を定めるものとする。

(要支援者名簿への登録申請)

第6条 第4条第3項の規定により要支援者名簿情報の提供に同意し、及び避難支援等を希望する避難行動要支援者本人が登録を申請する場合は、小金井市避難行動要支援者名簿登録申請書兼同意書（様式第2号。以下「申請書兼同意書」という。）を市長に提出するものとする。

2 避難行動要支援者本人が身体の状態等により申請書兼同意書の記載又は提出が困難な場合は、代理となる家族等にこれを代筆させ、及び提出させることができる。

3 市長は、いずれかの方法により申請書兼同意書の提出を受けたときは、申請内容を確認の上、速やかに要支援者名簿に登録するものとする。

(要支援者名簿に登録された個人情報の開示、変更及び削除)

第7条 要支援者名簿に登録された者（以下「被登録者」という。）は、市長に対して要支援者名簿に登録された個人情報（以下「登録情報」という。）の開示を求めることができる。

2 被登録者が、登録情報を変更し、又は削除しようとする場合は、小金井市避難行動要支援者名簿等登録情報変更（削除）申請書（様式第3号。以下「変更（削除）申請書」という。）を速やかに市長へ提出するものとする。

3 市長は、前項の規定により変更（削除）申請書の提出を受けた場合は、速やかに被登録者に関する登録情報を更新するものとする。

4 市長は、被登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を削除することができる。

(1) 死亡したとき。

(2) 市外に転出したとき。

(3) 入院又は特別養護老人ホーム、障害者施設等への入所により自宅へ戻る見通しが立たないとき。

(4) 避難行動要支援者の要件に該当しなくなったとき。

(副本等の提供を受けた者による支援)

第8条 副本等の提供を受けた者(関係課を除く。以下「受領者」という。)が避難行動要支援者に対して行う支援は、次に掲げるものとする。

(1) 災害時等における避難支援等

(2) 前号の活動を容易にするために行う日常生活における声掛け、相談等

(要支援者名簿の更新)

第9条 要支援者名簿の更新は、年1回とする。ただし、登録情報の変更が著しい場合は、状況に応じて1年に2回以上更新するものとする。

2 前項の規定により更新した要支援者名簿の受領者は、更新前の要支援者名簿の副本等を市長に返還しなければならない。

(受領者の責務)

第10条 受領者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 登録情報を正当な理由がなく他に漏らさないこと。

(2) 副本等をこの要綱の目的以外の目的に利用しないこと。

(3) 副本等の紛失等がないように適正に管理すること。

2 前項各号のいずれかに反する事態が生じたときは、受領者は、速やかに市長に報告しなければならない。

3 受領者は、あらかじめ小金井市と個人情報保護の適正な管理について別に定める覚書を締結しなければならない。

4 受領者は、その任を後任の者に引き継ぐ場合は、適切に登録情報を引き継がなければならない。

5 市長は、受領者に対し、登録情報の保護に関して、必要に応じて指示又は調査を行うことができる。

6 市長は、受領者が登録情報を適正に管理できないと判断した場合には、副本等を返還させることができる。

(個人情報保護)

第11条 市長はこの事業の実施に当たり、個人情報保護に最大限の配慮をするとともに、個人情報の取扱いに関しては、小金井市個人情報保護条例(昭和63年条例第31号)その他関係規程の定めるところにより行う。

(事業の周知)

第12条 市長は、広報等を通じて本事業の周知を図るものとする。

(所管)

第13条 この要綱に係る事務は、福祉保健部地域福祉課において所管する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年9月3日から施行する。

(小金井市災害時避難行動要支援者支援事業実施要綱の廃止)

2 小金井市災害時避難行動要支援者支援事業実施要綱(平成25年12月1日制定)は、廃止する。

(小金井市災害時避難行動要支援者支援事業実施要綱第5条第1項の要支援者名簿の正本と副本の取扱いに関する特例)

3 この要綱の施行の際、現に前項の規定による廃止前の小金井市災害時避難行動要支援者支援事業実施要綱第5条第1項の要支援者名簿の正本と副本は、小金井市避難行動要支援者支援事業実施要綱第4条第1項の要支援者名簿の正本と副本とみなす。